

消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書

平成 2 9 年 5 月 1 7 日

広島県福山市花園町一丁目 3 番 9 号

花園クリニック

院長 檜 崎 幹 雄 殿

〒 7 0 0 - 0 0 2 6 岡山市北区奉還町 1 - 7 - 7

オルガ 5 階

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 理事長 河田 英正



TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-1317

H P : <http://okayama-con.net/>

前略

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、  
不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申入れや、  
団体訴権を行使していくことを重要な活動内容とし

て、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、平成19年6月6日に設立されたNPO法人です。平成27年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください）。

さて、既に平成28年9月23日付け申入書及び平成28年12月27日付け申入書（再）において御指摘させていただいておりますとおり、当団体において、貴クリニックが樹状細胞療法の治療に際し不特定かつ多数の消費者より徴求されています「花園クリニック治療同意書」（以下「本件同意書」といいます。）を検討したところ、本件同意書内の条項について消費者契約法に違反すると思われる項目があると判断いたしました。もっとも、上記いずれの申入れについても、誠に残念ながら、貴クリニックからの回答はいただけておりません。当団体としては、貴クリニックより上記各申入れで御指摘させていただいた条項について現在利用していない等の回答がなされていない現状においては、現時点においても当該条項が不特定かつ

多数の消費者との間の契約に利用されていると考えざるをえません。そのため、当団体は、貴クリニックに対し、裁判上の差止請求権を行使せざるをえないとの結論に達しました。したがって、当団体は、貴クリニックに対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。

これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後には、当団体は、貴クリニックに対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所)

広島地方裁判所福山支部

## 第1 請求の要旨

当団体が貴クリニックに対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴クリニックは、消費者との間で、樹状細胞療法による治療契約を締結するに際し、治療が途中で終了した場合の治療費の返還について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を

行わないようにしてください。

2 貴クリニックは、前項の条項が記載された書面を破棄してください。

3 貴クリニックは、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布してください。

#### 記

花園クリニックは、消費者との間で樹状細胞療法によるがん治療契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む意思表示を行いませんので、当クリニックが当該条項を使用した樹状細胞療法契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された同意書面、契約書面は全て破棄してください。

## 第2 紛争の要点

### 1 貴クリニックの治療契約の内容

貴クリニックは、不特定かつ多数の消費者との間で、樹状細胞療法によるがん治療契約（以下「本件契約」という。）を締結しています。

貴クリニックが、消費者との間で、本件契約を

締結するに際し、消費者に対して署名を求める貴クリニック作成の本件同意書には、治療費の全額前払いを前提として、治療を開始する前や、途中で治療を中止する場合でも、成分採血後はその治療費が全額自己負担となり、患者が前払いした治療費は一切返還されない旨の別紙契約条項目録記載の条項（以下、「本件治療費不返還条項」という。）が記載されています。しかしながら、かかる条項は、下記に述べるとおり、消費者契約法の規定に反し違法であると考えます。

## 2 治療費不返還条項が消費者契約法 9 条 1 号に違反すること

本件同意書の適用対象となる本件契約は、役務の提供を内容とする準委任契約と評価されるものですが、民法は、（準）委任契約は、いつでも相手方の実損害を賠償して中途解約できる旨（民法 651 条 1 項）、（準）委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合

に応じて報酬を請求することができる旨（民法648条3項）を定めていることからすると、本件治療費不返還条項は、治療契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定め の性質を有するものと解されます（最高裁平成18年11月27日第二小法廷判決・民集60巻9号3437号）。

そして、消費者契約法9条1号では、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金の定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分の条項は無効とする旨を定めています。

これを本件治療費不返還条項についてみますと、「樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額自己負担になります。」との内容が含まれていますが、がん樹状細胞療法の治療には、成分採血後に、医薬品の製造と同レベルの厳しい基準による樹状細胞

の培養、管理及び培養検査、1クール5～7回分のワクチン投与等が予定され、これらも治療契約の内容となっています。

そうすると、少なくとも成分採血の終了時に解除がなされても、貴クリニックに治療費全額（提供資料によれば147万円）に相当する「平均的な損害」が発生しないことは明らかであり、成分採血後は治療費が全く返還されないとする本件治療費不返還条項は少なくともその一部が消費者契約法9条1号の規定に違反して無効です。

### 3 治療費不返還条項が消費者契約法10条に違反すること

治療費不返還条項が消費者契約法9条1号に違反して無効であることは前記2記載のとおりですが、治療費不返還条項は、以下に述べるとおり、消費者契約法10条にも違反する内容となっています。

消費者契約法10条は、「民法、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の公の秩序に関

しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と規定しています。

これを本件についてみますと、本件治療費不返還条項が存在しない場合に本件に適用される任意規定(公の秩序に関しない規定)によれば、(準)委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合の限度でしか報酬を請求することがない(民法648条3項)ところ、本件治療費不返還条項では、貴クリニックは、履行が途中で終了した場合であっても報酬の全額を受領できることとなります。

そうすると、本件治療費不返還条項は、民法、商法(明治32年法律第48号)その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であり、民法第1条第

2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであると言わざるを得ません。

したがって、本件治療費不返還条項は、消費者契約法10条の規定に違反して無効です。

#### 4 結論

以上のとおり、本件の治療費不返還条項は、消費者契約法9条1号ないし消費者契約法10条に違反するものであり、請求の要旨記載のとおり  
の対応を求めます。

草々

## 別紙

### 契約条項目録

「進行がん・末期がんの場合、貴クリニックで治療を開始する前、あるいは治療中にもかかわらず、病気の自然経過・進行による突然の症状の悪化等によって予定していた治療が遂行できなかった場合、または予期せぬ副作用などによって予定していた治療が遂行できなかった場合があることを十分理解した上で治療に臨みます。その際、細胞の培養作業等によって既に発生した治療費用は返金しないことに同意いたします（※樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額自己負担になります。）」

以上